

拡大リーフレットを活用 災害対策で会話広がる

元気に商売してますか？
商売の困りごとは民商へ

連日の猛暑が続く中、8月の
会員訪問を21日に行い、役員・
事務局員6人が参加しました。
18時に民商に集合し、3組に
分かれて12軒を訪問。9軒と
対話し、拡大リーフレットを手に
かけました。

松尾・宮崎常任理事と中園事
務局員は松尾常任理事の地元、
穴生周辺の会員を訪問。民商歴
の長い会員も含めて3軒と対話
し、拡大リーフレットを手渡し
ました。

正岡事務局員は陣原支部と区



会員訪問の報告をする役員たち



会員さんと対話をする坂井会長(右)

域外の点在会員を訪問。鮮魚店
では、高市政権が進める消費税
食料品1%減税の件で「うちは
お客さんから消費税もらっていい
ない。仕入が3000万で消費
税220万位。それが27万位。
うちは納税する金額が減るから
いいけど、困る人は多いよね」
と対話しました。

坂井会長と清水事務局員は4
軒を訪問。自動車販売・修理店
の会員と対話。千葉県豪雨によ
る車両の水没が話題になり「千
葉は大変ですね。車両保険に入っ
てなかったら、保険がおりない
から買い替えないと」「保険が
おりても、半分程度なので被害
のひどい車両は廃車するしかな
いですね」また熊本地震の話し
では「日本は災害対策が遅いで
すね。公共施設へのエアコン設
置などに税金を使うべきでは」
と日本の災害対策の遅さを指摘。
最後に、拡大リーフレットを渡し、拡

今週の花



陣原支部の松本自動車販売
さんの落花生。花が落ちた後、
子房の下部分が伸び地中に
潜り、潜った先に実がなる事
からこの名前になりました。
花言葉は「仲良し」。落花生
はサヤを開くと2つ3つと豆
が並んで入っているその姿から連想して「仲良し」
という花言葉が付けられました。

9月	行事・会議など日程	支部・専門部など
7月		陣原支部役員会 18:00～
8火	上津役&香月支部/婦人部/三ヶ森支部 役員会	
9水	無料法律相談 18:30～	
10木		
11金		
12土		日本母親大会 in 宮城
13日	福商連支部役員学習会	
14月	記帳相談会 13:30～	15日集金
15火	↓	
16水	会員訪問 18:00～	
17木		
18金	3.13消費税宣伝黒崎駅前 17:30～	
19土		
20日		
21月	敬老の日	
22火	国民の休日	
23水	秋分の日	
24木		共済理事会 19:00～
25金		
26土		
27日	婦人部北九州ブロック学習会	13:00～ ウェル戸畑
28月		月末集金
29火		
30水	法人集団申告 11:00～	
10月	行事・会議など日程	支部・専門部など
1木		
2金		
3土		
4日		

福商連共済会主催 ディスコン大会

日 時：10月11日（日）

10：00 ～ 16：00頃

会 場：宗像ユリックス

※130人程度参加予定

費 用：無料

※共済会加入者のご家族

※上記以外の方は、1,000円

昼食等：弁当とお茶は用意します

対象者：どなたでも参加可能

《 準備するもの 》

①運動しやすい服装

②上履き

※スリッパやクロックス不可

【 ディスコンとは 】

数年前から、注目を浴びているローカルスポーツ。激しい運動がないので、子どもから80代のシニアまで3世代で楽しめるスポーツです。簡単に説明すると、手投げ版カーリングのようなものでとても簡単です。



写真のように、小さなディスクを軽く投げるだけです。子どもからシニアまで楽しめます。

参加の方は、必ず民商まで連絡の上、申込書をご提出ください。

申込締切 9月16日（水）

※申込書が必要な方は、民商に申し出ください。

昨年のディスコン大会は2チーム参加して

〃全体1位（優勝）、と〃全体4位、でした！

1人の参加でもチームを組みますので、安心してご参加ください！



昨年参加の皆さん 結果にこだわらず楽しめました



33歳～82歳の仲間で優勝

福岡県 最低賃金 時間給 1,114円

※適用日がまだ不明ですが、ご注意ください

《 最低賃金額 》

時間給 1,114円（予定）

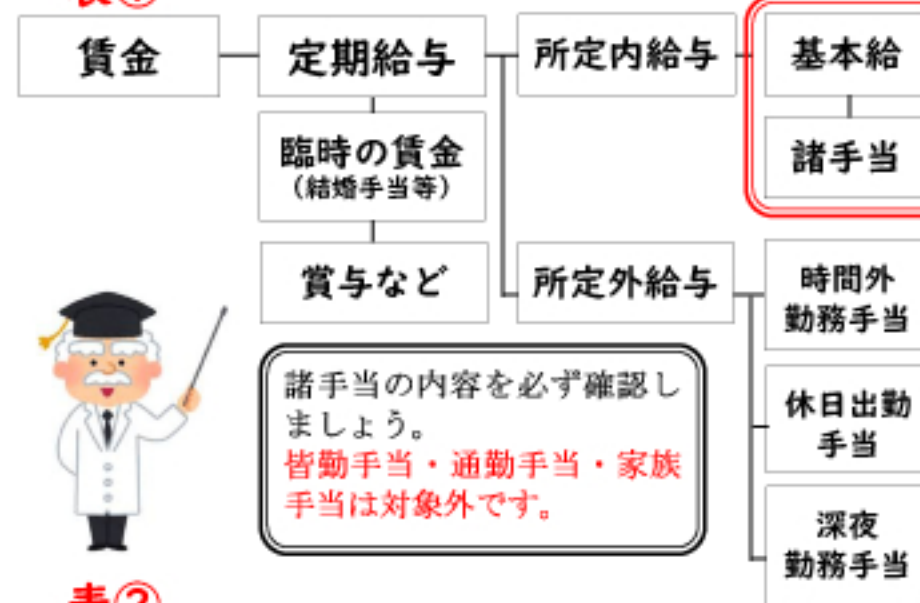
《 最低賃金適用時期 》

2026年10月4日頃から適用

※金額・適用時期が確定次第、改めて掲載します

右記時期より、福岡県の最低賃金（時間給）が大幅に増額します。これまで、日給8,500円などで雇用していた場合など、最低賃金を下回ることが考えられますので、必ずご確認ください。最低賃金の対象になる賃金は表①を参考に。時間給を出す計算は表②を参考にしてください。

表①



この赤い部分が最低賃金の対象となります。
※ただし、諸手当のうち、皆勤手当、通勤手当、家族手当は最低賃金の対象とはなりません。

表②

1. 時間給の場合

$$\text{時間給} \text{ 円} \geq \text{最低賃金額(時間額)} \text{ 円}$$

2. 日給の場合

$$\text{日給} \text{ 円} \div \text{1日の平均所定労働時間 時間} = \text{時間額} \text{ 円}$$

3. 月給の場合

$$\text{月給} \text{ 円} \div \text{1ヶ月の平均所定労働時間 時間} = \text{時間額} \text{ 円}$$

※支給名目で上記2・3が混合している場合、それぞれで計算し、最後に足します。